

## 協議 2

## 候補地評価方法（案）の検討について

（客観的評価項目）

他市町村の建設事例を参考とし、特定の候補地が有利（選定されること）となる偏った設定とならないよう、合理的かつ妥当な評価方針を事前に設定するものとする。

評価の方法は下記の3つの要素に区分し、その内容は別表2「候補地評価項目及び判断基準（案）」によるものとする。

## 記

## （1）基本要素

施設を整備する上で必要となる基本的な項目として、「敷地面積の確保」、「地形」を設定する。

## （2）重要要素

候補地を決定する上で大きな比重を占める項目として、「アクセスの容易性」、「用地確保の容易性」、「運搬経費の経済性」、「土地利用の許認可（河川保全区域）（航空法による高さ制限）」、「浸水想定区域の指定」、「候補地選定に向けた合意形成過程」を設定する。

## （3）参考要素

候補地を選定する上で考慮すべき項目として、「搬入道路の集落通過」、「行政計画の整合性（土地利用計画・土地利用構想）、（環境保護地区・環境緑化地区）」、「土地造成の容易性」、「土地利用の現況」、「構造物等の有無」、「近接する水源の有無」を設定する。

## ■候補地評価項目及び判断基準（案）

評価項目		判断基準
基本要素	① 敷地面積の確保	8ha以上の整形地が確保できる
		5ha以上8ha未満の整形地が確保できる
		3ha以上5ha未満の整形地が確保できる
② 地形	5度以下	
	5度超 10度以下	
	10度超 15度以下	
	15度超	
③ アクセスの容易性	主要道路（国道、県道、都市計画道路）に接続している	
	主要道路（国道、県道、都市計画道路）に近接している	
	主要道路（国道、県道、都市計画道路）に接続・近接していない	
④ 地質	未固結堆積物	
	固結堆積物	
	火山性岩石、深成岩、変成岩、圧砕岩	
⑤ 用地確保の容易性	地権者が少なく、土地取得が容易である	
	地権者がやや多いが、土地取得はなんとか可能である	
	地権者が非常に多く、土地取得が困難である	
⑥ 運搬経費の経済性	構成市町からの運搬経費が一番安い	
	構成市町からの運搬経費は中間的なものである	
	構成市町からの運搬経費が他に比べて極めて高い	
⑦ 土地利用の許認可① （河川保全区域）	指定されていない	
	一部指定されている	
	全域指定されている	
⑧ 土地利用の許認可② （航空法による高さ制限）	指定されていない	
	指定されている（60m以上）	
	指定されている（60m未満）	
⑨ 浸水想定区域の指定	指定されていない	
	一部指定されている	
	全域指定されている	
⑩ 候補地選定の合意形成	地元住民の理解を得ている	
	地元住民の理解を得ていない	
⑪ 搬入道路の集落通過	集落等を通過せず施設に搬入が可能	
	施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	
	施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する	
⑫ 行政計画との整合性① （土地利用構想・土地利用計画）	土地利用構想、土地利用計画上支障がない	
	土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障はない	
	土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある	
⑬ 行政計画との整合性② （環境保護地区・環境緑化地区）	環境保護地区・環境緑化地区上支障がない	
	環境保護地区・環境緑化地区とは異なるが、大きな支障はない	
	環境保護地区・環境緑化地区上著しい支障がある	
⑭ 土地造成の容易性	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である	
	地形上の問題により造成上の開発投資が必要である	
	急峻な地形等により土地造成困難である	
⑮ 土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	
	現在のところ土地の多くが他の目的（田、畑等）に利用されている	
⑯ 構造物等の有無	構造物等がない	
	構造物等があるが、避けることは可能	
	避けることのできない構造物等がある	
⑰ 近接する水源の有無	近接する水源（河川、地下水）はない	
	近接する水源（地下水のみ）がある	
	近接する水源（河川）がある	
⑱ その他評価すべき要素		